

動坂福社会館跡地活用による障害者グループホーム等整備事業者の  
新たな変更条件に基づく公募について

1 事業者公募の実施

動坂福社会館を廃止した後の区有地を活用した、障害者グループホーム及び区民施設の整備事業者の公募については、平成 27 年 11 月に再公募を実施したが、応募が無かったため事業者選定に至らなかった。

このため、あらためて事業者公募を実施する。

2 公募条件

次のとおり、公募条件を変更する。

項目	新	旧
事業内容	(1) 障害者グループホームの整備・運営(必須事業) (2) 区民施設スペースの整備及び貸付け(必須事業) (3) 事業者が提案する障害者総合支援法に基づく事業及びそれに関連する事業(任意事業)	(1) 障害者グループホームの整備・運営(必須事業) (2) 区民施設スペースの整備及び貸付け(必須事業)
応募資格	平成 <u>28 年 5 月 1 日</u> 現在、 (1) 1 年以上運営している法人であること。 (2) 共同生活援助のサービスを実施していること。 (3) 第 1 種社会福祉事業又は第 2 種社会福祉事業を 1 年以上実施していること。 (4) 障害福祉サービス事業について、過去 3 年以内に都道府県又は区市町村が実施した指導検査等において重大な指摘を受けていないこと。	平成 <u>27 年 11 月 1 日</u> 現在、 (1) 1 年以上運営している法人であること。 (2) 共同生活援助のサービスを実施していること。 (3) <u>東京都、埼玉県、千葉県又は神奈川県において</u> 、第 1 種社会福祉事業又は第 2 種社会福祉事業を 1 年以上実施していること。 (4) 障害福祉サービス事業について、過去 3 年以内に都道府県又は区市町村が実施した指導検査等において重大な指摘を受けていないこと。

施設整備 費等補助	(1) 東京都の補助制度 ア 障害者通所施設等整備費補助金 イ <u>定期借地権の一時金に対する補助金</u>	(1) 東京都の補助制度 ア 障害者通所施設等整備費補助金
	(2) 文京区の補助制度 ア 障害者グループホーム整備費補助 1ユニット当たり 2,000 万円限度	(2) 文京区の補助制度 ア 障害者グループホーム整備費補助金 1ユニット当たり 2,000 万円限度

### 3 今後のスケジュール（予定）

年 月	区	事業者
平成 28 年 5 月	事業者公募	
平成 28 年 6 月	旧動坂福祉会館の解体工事着工	
平成 28 年 8 月	事業者決定	
平成 29 年 2 月		事業者による建設工事着工
平成 30 年 3 月		事業開始